議 案 参 考 資 料

［令和４年第１回定例会（３月）］

［担当課（室）係］

市民相談情報課　情報公開担当

議案名

議案第 14 号　桐生市個人情報保護条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

個人情報の保護に関して、独立行政法人等に適用される法律が「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」から「個人情報の保護に関する法律」に変更されることに伴い、条例中にある法律名の引用部分を改めるものです。

概　要

個人情報の保護に関して、現行において、独立行政法人等に適用されている「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号)」が令和 4 年 4 月 1 日に廃止され、同日から「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号)」が適用されることとなります。

このため、桐生市個人情報保護条例第 2 条第 8 号中の法律名の引用部分を同様に改めるものです。

※ 今回の条例改正により、条例の内容には変更はありません。

（施行期日：令和 4 年 4 月 1 日）

背景・経過

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号)」により、個人情報の保護に関する法律が整理統合されたため、桐生市個人情報保護条例の規定にある法律の引用箇所を改めるものです。